

「令和6年度文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業」公募要領

1. 事業名

「令和6年度文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業」実施業務

2. 事業の趣旨

「文化芸術推進基本計画（第2期）」（令和5年3月24日閣議決定）では、文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する支援について、「文化芸術団体等が抱える運営上の課題に対処し充実した活動を推進できるよう、国のアーツカウンシル機能の強化による伴走型支援の実施など文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する取組を推進する」との記載がなされている。また、文化庁においては令和4年度から「文化芸術カウンシル機能検討ワーキンググループ」を開催し、その支援の在り方、進め方について議論を行っている。

本事業は、文化芸術団体等が自律的に課題を解決し、持続的に発展していくことを目指し、企業再生や地域再生などで広がりつつある伴走型支援を通して、効果的な運営支援機能の在り方を実証的に明らかにし、その基本となる手法と体制を設計・確立することを目的に実施する。

3. 事業の内容

（1）運営支援機能の全体設計・伴走型支援実証の全体調整業務

文化芸術団体が自律的に課題を解決し、持続的に発展していくための運営支援機能のモデル形成を目指し、以下の事項を実施する。

○運営支援機能の全体設計業務

文化芸術団体が自律的に課題を解決し、持続的に発展していくために効果的な運営支援方法の在り方の検討、その手法と体制の設計等

○伴走型支援実証の全体調整業務

今回、同時に公募する伴走型支援実証案件で得られた知見の取りまとめ、他案件へのフィードバック等、事業全体の調整業務、それに伴う事業参画者向け会議の運営

○評価指標・評価体制の構築に向けた実証業務

文化芸術団体の自律的・持続的運営の測定における評価指標の検討、実証事業における検証及び自己評価、外部評価の運用に向けた体制の提案

○公設文化施設の運営調査

美術館・博物館、劇場・音楽堂など、公設の文化施設が抱える制度的な問題等の調査・分析業務

○文化芸術の自律的・持続的運営促進に向けた普及・PR業務

文化経済部会の報告書「文化芸術の創造的循環」（令和4年3月）の理念を普及させるためのシンポジウム（年1回程度）の開催、PRコンテンツの作成等

○報告書の作成業務

○その他、上記の業務実施に付随して必要な業務

(2) 伴走型支援の実証

A～Eの分野において、文化芸術団体及びその関係者が自律的に課題を解決し、持続的に発展していくことを目指し、以下の事項を実施する。

※具体的な、支援対象団体を明記したうえで、提案すること。

※令和5年度の支援対象団体以外を支援対象として提案することも妨げない。

※令和5年度支援対象団体を支援対象とする場合は、別紙「中間報告」を参照すること。但し、「A伝統芸能」分野の国立文楽劇場等においては、令和5年度をもって伴走型支援の実証を終了し、令和6年度は実証を行わないこととする。

分野	令和5年度支援対象団体
A 伝統芸能	国立文楽劇場等（文楽座・文楽協会含む） ※国立文楽劇場等においては、令和5年度をもって伴走型支援の実証を終了し、令和6年度は実証を行わないこととする。
B 劇場・音楽堂	新国立劇場
C 伝統的建造物群保存地区・史跡	伝統的建造物群保存地区：山口県萩市浜崎、 石川県輪島市黒島地区 史跡：三重県多気郡明和町 齋宮跡
D 国際芸術祭	ふじのくに せかい演劇祭
E 美術館・博物館	京都国立博物館

[実施事項]

- 現状分析
- 本質的課題同定
- 戦略立案
- ファンドレイジング
- 実証事業の実施
- 実証事業を通して得られた気づき・課題のとりまとめ
- その他、上記の業務実施に付随して必要な業務、報告書の作成
- 取組にあたっては、当該事業及び実施主体の特性に合わせた伴走型支援を行うこととする。

(1) 及び (2) A～Eは、同時応募を可能とする。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 公募対象

公募対象は、次の（１）又は（２）の要件のいずれかを満たす我が国の団体とする。

（１）法人格を有する団体

（２）法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体

ア 定款、寄附行為に類する規約等を有すること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約日～令和7年3月31日

事業規模：上記「3. 事業の内容」の各事業の規模は以下の通り

（１） 76,000千円以内

（２） A 15,000千円以内

（２） B 15,000千円以内

（２） C 15,000千円以内

（２） D 15,000千円以内

（２） E 15,000千円以内

採 択 数：各1件合計6件（予定） ※採択件数は審査委員会が決定する。

7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

8. 公募説明会の開催

公募説明会は開催しない。

9. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

10. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

（１）提出場所

住 所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

担 当：文化庁文化経済・国際課

文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業担当

電 話：03-5253-4111（代表）内線4844

E-mail：kei-sai@mext.go.jp

(2) 提出方法

- ① P D F 形式にした提案書をメール添付にてkei-sai@mext.go.jpまで提出すること。
- ② メール の 件 名 及 び 添 付 フ ァ イ ル 名 は 、 と も に 「 (事 業 名) _ (1 全 体 、 2 A 伝 統 芸 能 、 2 B 劇 場 ・ 音 楽 堂 、 2 C 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区 ・ 史 跡 、 2 D 国 際 芸 術 祭 、 2 E 美 術 館 ・ 博 物 館 の い ず れ か) _ (法 人 名) 」 と す る こ と 。
例) 令和6年度文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業_2 A 伝統芸能_株式会社●●
- ③ 添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、メールサーバの容量の関係により大容量データファイルは直接受け取れない場合があるため、上記アドレスにその旨連絡すること。ファイルサーバ経由の提出方法について指示する。
- ④ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。
- ⑤ メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。
- ⑥ その他
 - ・ 企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。
 - ・ 企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書（電子データ（P D F 形式））
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し（電子データ（P D F 形式））
- ③ 誓約書（電子データ（P D F 形式））
- ④ 本件に関する事務連絡先（様式は任意）（電子データ（P D F 形式））
- ⑤ （任意団体の場合）応募要件を満たすことを証する書類

(4) 提出期限

令和6年3月11日（月曜日）10時必着

- ※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。
- ※ E-mail でデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。
- ※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

(5) その他

- ① 企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- ② 企画提案書等は選定委員会員及び本件業務関係者に開示する。また、必要に応じて一般公開又は特定の者へ開示を行うことがあるので一切の秘密情報が含まれないものとし、公開に当たって発生するリスクについては提案者が負うものとする。

- ③採択された場合の企画提案書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

11. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

12. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

13. スケジュール

- (1) 審査：令和6年3月中旬～3月下旬頃
- (2) 採択決定：令和6年3月下旬～4月上旬頃
- (3) 契約締結：令和6年4月上旬頃

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

14. その他

- (1) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (2) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等に

については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

- (3) 事業実施にあたっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (4) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (5) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (6) 選定した企画の内容は、文化庁と選定者の協議の上、変更することがある。
- (7) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。
〔契約締結にあたり必要となる書類〕
 - ・ 業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
 - ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、一般管理費算定根拠資料、見積書など）
 - ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
 - ・ 別紙（銀行口座情報）
- (8) この公募は、令和6年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、事業規模やスケジュール等を変更する場合がある。

15. 問い合わせ先

文化庁文化経済・国際課

E-mail : kei-sai@mext.go.jp